

# 農地中間管理事業による 農用地の「貸借」の申し込みについて

1 申込期限 毎月 10 日（土・日・祝の場合は、前日の開庁日）です。

（翌月開催の農業委員会総会で審議されます）

2 申込先 農林水産課（相良庁舎2階）

3 提出期限 毎月 25 日（土・日・祝の場合は、前日の開庁日）です。

※法律の改正により、令和7年1月末をもって利用権（相対契約）の申し込みは終了しました。

## 4 申込～契約までの流れ

- ① 申込書を農林水産課へ提出（押印不要、郵送・FAX・E-mailも可能）
- ② 申込書と農家台帳を照合し、農林水産課で促進計画（契約書）を作成
- ③ 促進計画（契約書）を貸し手もしくは借り手へ郵送
- ④ 郵送された促進計画（契約書）に貸し手・借り手の両者押印（認印可）のうえ、農林水産課へ提出（郵送も可）
- ⑤ 提出期限に応じた直近の農業委員会総会で審議
- ⑥ 中間管理機構（静岡県農業振興公社）へ提出し、貸借開始

※貸借開始まで、3ヵ月程度要します。余裕を持って申し込みをしてください。

## 5 申込書記載上の注意

- （1）貸し手・借り手の両者が、申込み内容をご確認のうえ、申込みしてください。
- （2）対象農地の地番・面積・所有者等は、誤りのないように記載してください。

※土地登記簿は、現在の面積等と相違する場合がありますので、ご注意ください。

- （3）借り手が農業者年金を受給している場合には、経営移譲年金分が支給停止となる場合がありますので、事前にご相談ください。
- （4）申込書を提出する際に、農業経営状況（別紙）を併せてご提出ください。
- （5）別の方と契約されている場合は、解約書もあわせてご提出ください。

### 《問い合わせ先》

牧之原市役所 産業経済部 農林水産課（相良庁舎2階）

〒421-0592 牧之原市相良275番地

電話：0548-53-2618 FAX：0548-52-3772

E-mail：nosei@city.makino-hara.lg.jp